

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和8年8月20日

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当 ページ (改正 後)	改正箇所	現行	改正
1	P.7	第2章 制度の 概要 第3節 特定技 能外国人受入れ 手続の流れ ○6つ目	○ これまで在留諸申請時に提出を求めていた次の特定技能所属機関の適格性に関する書類（以下「適格性書類」という。）等は、一定の基準を満たす場合、提出を省略することが可能です（適格性書類については、1年に1度提出する定期届出「特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出」（第7章第7節）の添付書類として提出することになります。）。 （特定技能所属機関の適格性に関する書類（適格性書類）） ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1－11－1号） ・ 中長期在留者の受入れ実績等に関する資料 ・ 登記事項証明書	○ 一定の基準を満たす場合、次の特定技能所属機関の適格性に関する書類（以下「適格性書類」という。）等は提出を省略することが可能です（適格性書類については、1年に1度提出する定期届出「特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出」（第7章第7節）の添付書類として提出することになります。）。 （特定技能所属機関の適格性に関する書類（適格性書類）） ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1－11－1号） ・ 中長期在留者の受入れ実績等に関する資料 ・ 登記事項証明書 ・ 業務執行に関与する役員又は個人事業主の住民票の

		・業務執行に関与する役員又は個人事業主の住民票の写し ・特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1－23号） ・（特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）法人住民税又は個人住民税の納付に係る資料 （適格性書類のほか提出の省略を認める書類） ・特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1－4号） ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号）	写し ・特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1－23号） ・（特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）法人住民税又は個人住民税の納付に係る資料 （適格性書類のほか提出の省略を認める書類） ・特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1－4号） ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号）
	○7つ目	○ 一定の基準とは、（1）同一年度内に既に特定技能外国人を受け入れていること、又は（2）①過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、②在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行い、かつ③一定の実績があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関であることです。 一定の実績があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関とは、次の①から⑥までのいずれかに該当する機関です。詳細は、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。 ① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算	○ 一定の基準とは、（1）同一年度内に既に特定技能外国人を受け入れていること、又は（2）①過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、②在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行い、かつ③一定の実績があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関であることです。 一定の実績があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関とは、次の①から⑥までのいずれかに該当する機関です。詳細は、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。 ① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算

			の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業） ④ 一定の条件を満たす企業等 ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人 ⑥ 申請時点で特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人 在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行うためには、事前の利用者登録が必要です。登録が完了するまでには一定期間要するため、事前にご準備いただくようお願いいたします。なお、派遣雇用であって、特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から7月以内の場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認することから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。 また、適格性書類等の提出を省略する場合であっても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出する必要があることに留意してください。	の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業） ④ 一定の条件を満たす企業等 ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人 ⑥ 申請時点で特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人 在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行うためには、事前の利用者登録を行う必要がありますが、利用者登録が完了するまでには一定の期間を要します。利用者登録が完了していなければ一定の基準を満たすことができなくなり、適格性書類等の提出の省略が認められない場合がありますので、オンライン申請又は電子届出の提出期限の3か月前には利用者登録の申請を行うようお願いいたします。なお、派遣雇用であって、特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から7月以内の場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認することから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。 また、適格性書類等の提出を省略する場合であっても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出する必要があることに留意してく
--	--	--	---	--

	P.8		○ 在留資格認定証明書交付申請の手数料は無料ですが、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請については、 オンライン申請の場合：5, 500円 窓口で申請をする場合：6, 000円 の手数料が必要となります。 ※ 地方出入国在留管理局においては審査窓口の混雑が深刻なものとなっており、多くの待ち時間が発生しているため、混雑解消に向けた取組の一つとして、来庁の必要がないオンライン申請の利用を推奨しています。 このため、更なるオンライン申請の利用促進のために、オンライン申請にかかる手数料の方をより安価に設定しています。	ださい。 (削除)
2	P.9	第4節 特定技能外国人の受入れ後に特定技能所属機関等が行う手続 第1 特定技能所属機関 ○3つ目	(新設)	○ 個人事業主が亡くなったり、法人化したり、また、法人が吸収合併や吸収分割等により、特定技能所属機関の法人格に変動が生じたときは、在留資格変更許可申請を行わなければならない場合がありますので、当該事由が発生することがわかり次第速やかに地方出入国在留管理局に相談してください。
3	P.12	第3章 在留資格「特定技能」 第1節 「特定技能1号」 【留意事項】	【留意事項】 ○ 特定技能雇用契約は、法第2条の5第1項から第4項までの基準に適合しているものでなければなりません。	【留意事項】 (削除)

		○1つ目		
4	P.13	第2節 「特定技能2号」 【確認対象の書類】	(新設)	【確認対象の書類】 ・ 2号特定技能外国人の業務内容に関する誓約書（参考様式第1－32号）
5	P.13	【留意事項】 ○1つ目 ○3つ目 ○4つ目	【留意事項】 ○ 特定技能雇用契約は、法第2条の5第1項から第4項までの基準に適合しているものでなければなりません。 ○ 在留資格変更申請中は、変更予定の就労先での就労活動は認められません。 ○ 「特定技能2号」での受入れができる分野は、分野省令において、「介護分野」、「リネンサプライ分野」、「自動車運送業分野」、「鉄道分野」、「物流倉庫分野」、「林業分野」、「木材産業分野」及び「資源循環分野」を除く11分野となっています（令和8年4月1日時点）。	【留意事項】 ○ 2号特定技能外国人については、通常従事する業務が、技能実習生又は1号特定技能外国人の業務と同一であってはならず、指導業務、管理業務、又は自らの判断で専門的・技術的業務を行うとともに、特定産業分野ごとに定められている対象者数以上を指導していただければなりません。なお、当該外国人と異なる事業所に出勤している者、フルタイム勤務ではない者又は他の2号特定技能外国人に指導を受けている者については、当該対象者には含まれません。詳細については、2号特定技能外国人の業務内容に関する誓約書（参考様式第1－32号）を御確認ください。 ○ 在留資格変更許可申請中は、変更予定の就労先での就労活動は認められません。 ○ 「特定技能2号」での受入れができる分野は、分野省令において、「介護分野」、「リネンサプライ分野」、「自動車運送業分野」、「鉄道分野」、「物流倉庫分野」、「林業分野」、「木材産業分野」及び「資源循環分野」を除く11分野となっています。
6	P.17	第4章 特定技能外国人に関する	【留意事項】 ○ 試験その他の評価方法は、特定産業分野に係る分野	【留意事項】 ○ 試験その他の評価方法は、特定産業分野に係る分野

		る基準 第1節 「特定 技能1号」 (3) 技能水準 に関するもの 【留意事項】 ○2つ目	別運用方針で定められています。	別運用方針及び本要領別冊(分野別)で定められています。
7	P.17	【確認対象の書類】	【確認対象の書類】 ＜試験その他の評価方法により技能水準を証明する場合＞ ・分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の写し *詳細は本要領別冊(分野別)を参照してください。 ・分野別運用方針に定めるその他の評価方法により技能水準を満たすことを証明する資料 *分野別運用方針において、試験以外の評価方法を採用している場合 ＜技能実習2号を良好に修了した者であること等を証明する場合＞ ・技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し *技能検定等に合格している場合 *提出を省略できる場合あり(【留意事項】を参照) ・技能実習生に関する評価調書(参考様式第1-2号) *技能検定等に合格していない場合 *提出を省略できる場合あり(【留意事項】を参照)	【確認対象の書類】 ＜試験その他の評価方法により技能水準を証明する場合＞ ・分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の写し *詳細は本要領別冊(分野別)を参照してください。 ・本要領別冊(分野別)に定めるその他の評価方法により技能水準を満たすことを証明する資料 *本要領別冊(分野別)において、試験以外の評価方法を採用している場合 ＜技能実習2号を良好に修了した者であること等を証明する場合＞ ・技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し *技能検定等に合格している場合 *提出を省略できる場合あり(【留意事項】を参照) ・技能実習生に関する評価調書(参考様式第1-2号) *技能検定等に合格していない場合 *提出を省略できる場合あり(【留意事項】を参照)
8	P.18	【留意事項】 ○1つ目	【留意事項】 ○ 分野の特性に応じ、分野別運用方針において、技能試験によらない方法による技能水準の評価を認めている	【留意事項】 ○ 分野の特性に応じ、本要領別冊(分野別)において、技能試験によらない方法による技能水準の評価を認めて

	P.1 9	○ 8 つ目	ものもあります。 ○ 「特定技能 1 号」の活動として従事する業務と技能実習 2 号との関連性については、 分野別運用方針 において定められています（ 詳細は本要領別冊（分野別）を参照 ）。	いるものもあります。 ○ 「特定技能 1 号」の活動として従事する業務と技能実習 2 号との関連性については、 本要領別冊（分野別） において定められています。
9	P.2 1	（4）日本語能力に関するもの ○ 2 つ目	○ 試験その他の評価方法は、特定産業分野に係る分野別運用方針で定められています。	○ 試験その他の評価方法は、特定産業分野に係る分野別運用方針 及び本要領別冊（分野別） で定められています。
1 0	P.2 1	【確認対象の書類】	【確認対象の書類】 <試験その他の評価方法により日本語能力水準を証明する場合> ・日本語試験の合格証明書の写し ・ 分野別運用方針 に定めるその他の評価方法により日本語能力を有することを証明する資料 * 分野別運用方針 において、試験以外の評価方法を採用している場合 <技能実習 2 号を良好に修了した者であること等を証明する場合> ・技能検定 3 級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し * 技能検定等に合格している場合 * 提出を省略できる場合あり（【留意事項】を参照） ・技能実習生に関する評価調書（参考様式第 1－2 号） * 技能検定等に合格していない場合 * 提出を省略できる場合あり（【留意事項】を参照）	【確認対象の書類】 <試験その他の評価方法により日本語能力水準を証明する場合> ・日本語試験の合格証明書の写し ・ 本要領別冊（分野別） に定めるその他の評価方法により日本語能力を有することを証明する資料 * 本要領別冊（分野別） において、試験以外の評価方法を採用している場合 <技能実習 2 号を良好に修了した者であること等を証明する場合> ・技能検定 3 級又はこれに相当する技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し * 技能検定等に合格している場合 * 提出を省略できる場合あり（【留意事項】を参照） ・技能実習生に関する評価調書（参考様式第 1－2 号） * 技能検定等に合格していない場合 * 提出を省略できる場合あり（【留意事項】を参照）
1 1	P.2 2	【留意事項】 ○ 1 つ目	【留意事項】 ○ 分野の特性に応じ、 分野別運用方針 において、複数の	【留意事項】 ○ 分野の特性に応じ、 本要領別冊（分野別） において、

		○6つ目	日本語試験の合格を求めているものもあります。 ○ 「特定技能1号」の活動として従事する業務と技能実習2号との関連性については、 分野別運用方針 において定められています（ 詳細は、本要領別冊（分野別）を参照 ）。	複数の日本語試験の合格を求めているものもあります。 ○ 「特定技能1号」の活動として従事する業務と技能実習2号との関連性については、 本要領別冊（分野別） において定められています。
12	P.52	第5章 特定技能所属機関に関する基準等 第1節 特定技能雇用契約の内容の基準 第1 雇用関係に関する事項に関するもの （5）派遣先に関するもの 【関係規定】	【関係規定】 特定技能基準省令第1条 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 六 外国人を労働者派遣等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣及び船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第1 1 項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。）の対象とする場合にあっては、当該外国人が労働者派遣等をされることとなる本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所並びにその派遣の期間が定められていること。	【関係規定】 特定技能基準省令第1条 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。 六 外国人を労働者派遣等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣及び船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第1 3 項に規定する船員派遣をいう。以下同じ。）の対象とする場合にあっては、当該外国人が労働者派遣等をされることとなる本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所並びにその派遣の期間が定められていること。
13	P.52	【留意事項】 ○1つ目	【留意事項】 ○ 分野別運用方針において、特定技能外国人を派遣形態で雇用することができる分野は、「農業分野」及び「漁業分野」とされていることから（ 令和8年4月1日時点 ）、これ以外の特定産業分野については、特定技能外	【留意事項】 ○ 分野別運用方針において、特定技能外国人を派遣形態で雇用することができる分野は、「農業分野」及び「漁業分野」とされていることから、これ以外の特定産業分野については、特定技能外国人を派遣形態で雇用する

			国人を派遣形態で雇用することは認められないことに留意してください。	ことは認められないことに留意してください。
14	P.66	第2節 特定技能雇用契約の相手方の基準 第1 適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るもの (5) 実習認定の取消しを受けたことによる欠格事由 ○1つ目	○ 実習認定の取消しを受け、当該取消しの日から5年を経過しない者や、実習認定を取り消された時点で、当該取消しを受けた法人の役員であった者のうち、当該取消しの日から起算して5年を経過していない者は、特定技能所属機関になることはできません。	○ 実習認定の取消しを受け、当該取消しの日から5年を経過しない者や、実習認定の取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した時点で、当該取消しを受けた法人の役員であった者であって、当該取消しの日から起算して5年を経過していない者は、特定技能所属機関になることはできません。
15	P.108	第7章 特定技能所属機関に関する届出 第1節 特定技能雇用契約に関する届出 第2 契約終了の届出 【留意事項】 ○1つ目	【留意事項】 ○ 特定技能雇用契約が終了した特定技能外国人について、当該外国人に対する支援の全部の実施を委託していた場合であって、本届出時に当該外国人に係る特定技能所属機関と登録支援機関との間の委託契約も終了していた場合は、委託契約が終了した事実についても、届出書（参考様式第3-1-2号「A 契約の終了」欄c及びd）に記載してください。	【留意事項】 ○ 特定技能雇用契約が終了した特定技能外国人について、当該外国人に対する支援の全部の実施を委託していた場合であって、本届出時に当該外国人に係る特定技能所属機関と登録支援機関との間の委託契約も終了したときは、特定技能雇用契約の終了又は締結に係る届出書（参考様式第3-1-2号）の「A 契約の終了」欄の「c」欄に記載してください。
16	P.112	第2節 1号特定技能外国人支援計画に関する届出	【留意事項】 ○ 以下の場合には支援計画書の内容に変更が生じることから、支援計画変更に係る届出が必要になります（同じく「登録支援機関との委託契約に関する届出」も必要に	【留意事項】 ○ 以下の場合には支援委託契約が終了若しくは締結、又はそのいずれにも該当することから、支援計画変更に係る届出書（参考様式第3-2号）と併せて、支援委託

		【留意事項】 ○ 3 つ目	なります。詳細については下記第 3 節を参照してください。) ・ 自ら支援を実施する特定技能所属機関が新たに登録支援機関と支援実施に係る委託契約を締結した場合 ・ 支援を委託する登録支援機関を変更した場合 ・ 登録支援機関との委託契約を終了し特定技能所属機関自ら支援を実施する場合	契約の終了又は締結に係る届出書（参考様式第 3－3－2 号）を提出しなければなりません。詳細については下記第 3 節を参照してください。) ・ 自ら支援を実施する特定技能所属機関が新たに登録支援機関と支援実施に係る委託契約を締結した場合 ・ 支援を委託する登録支援機関を変更した場合 ・ 登録支援機関との委託契約を終了し特定技能所属機関自ら支援を実施する場合
1 7	P.1 1 6	第 3 節 登録支援機関との委託契約に関する届出 第 3 契約終了の届出 【留意事項】 ○ 3 つ目	【留意事項】 ○ 特定技能外国人が退職したことによって、当該特定技能外国人に対する支援実施に係る委託契約が終了する場合、たとえ、他の特定技能外国人に対する支援実施について引き続き登録支援機関との委託関係が存続する場合であっても、委託契約終了の届出が必要になります。	【留意事項】 ○ 特定技能外国人が退職したことによって、当該特定技能外国人に対する支援実施に係る委託契約が終了する場合、支援計画変更に係る届出書（参考様式第 3－2 号）は不要です。また、特定技能雇用契約の終了又は締結に係る届出書（参考様式第 3－1－2 号）の「A 契約の終了」欄の「c」欄を記載し、提出すれば、支援委託契約の終了又は締結に係る届出書（参考様式第 3－3－2 号）も不要です。
1 8	P.1 1 8	第 4 節 特定技能外国人の受入れ困難時の届出 【確認対象の書類】	【確認対象の書類】 ・ 受入れ困難に係る届出書（参考様式第 3－4 号） （届出事由が 1 か月以上の活動未実施である場合） ・ 1 か月以上の活動未実施期間が生じた際の状況説明書（参考様式第 5－1 4 号） （届出事由が行方不明である場合） ・ 行方不明が判明した際の状況説明書（参考様式第 5－1 5 号） （届出事由がその他のものである場合） ・ 受入れ困難となるに至った経緯に係る説明書（参考様式第 5－1 1 号）	【確認対象の書類】 ・ 受入れ困難に係る届出書（参考様式第 3－4 号） ・ 受入れ困難となるに至った経緯に係る説明書（参考様式第 5－1 1 号） ・ 1 か月以上の活動未実施期間が生じた際の状況説明書（参考様式第 5－1 4 号） * 届出事由が 1 か月以上の活動未実施である場合 ・ 行方不明が判明した際の状況説明書（参考様式第 5－1 5 号） * 届出事由が行方不明である場合

19	P.126	第7節 特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出 ○6つ目	○ これらの適格性書類については、一定の基準を満たす場合、提出を省略することが可能です。一定の基準とは、①過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、②在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行い、かつ③一定の実績があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関（下記①から⑥までのいずれかに該当する機関）であることです。詳細は、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。 ① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象 企業（イノベーション創出企業） ④ 一定の条件を満たす企業等 ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人 ⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人 在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行うためには、事前の利用者登録が必要です。登録が完了するまでには一定期間要するため、事前にご準備いただくようお願いいたします。 また、適格性書類等の提出を省略する場合であって	○ これらの適格性書類については、一定の基準を満たす場合、提出を省略することが可能です。一定の基準とは、①過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、②在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行い、かつ③一定の実績があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関（下記①から⑥までのいずれかに該当する機関）であることです。詳細は、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。 ① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象 企業（イノベーション創出企業） ④ 一定の条件を満たす企業等 ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人 ⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人 在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行うためには、事前の利用者登録を行う必要がありますが、利用者登録が完了するまでには一定の期間を要します。利用者登録が完了していなければ一定の基準を満たすことができなくなり、適格性書類等の提
----	-------	---	--	--

			も、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出する必要があることに留意してください。	出の省略が認められない場合がありますので、オンライン申請又は電子届出の提出期限の3か月前には利用者登録の申請を行うようお願いいたします。 また、適格性書類等の提出を省略する場合であっても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出する必要があることに留意してください。
20	P.145	第9章 登録支援機関 第1節 登録支援機関の登録申請 第3 登録許可事由 (6) 行方不明者の発生による拒否事由 【確認対象の書類】	【確認対象の書類】 ・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号） ・登録支援機関概要書（参考様式第2-2-1号又は第2-2-2号）	【確認対象の書類】 ・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号） ・登録支援機関概要書（登録用）（参考様式第2-2-1号）又は登録支援機関概要書（更新用）（参考様式第2-2-2号）
21	P.146	(7) 支援責任者及び支援担当者が選任されていないことによる拒否事由 【確認対象の書類】	【確認対象の書類】 ・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号） ・登録支援機関概要書（参考様式第2-2-1号又は第2-2-2号）	【確認対象の書類】 ・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号） ・登録支援機関概要書（登録用）（参考様式第2-2-1号）又は登録支援機関概要書（更新用）（参考様式第2-2-2号）
22	P.148	(8) 中長期在留者の適正な受	【確認対象の書類】 ・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号）	【確認対象の書類】 ・登録支援機関誓約書（参考様式第2-1号）

		入れ実績がないこと等による拒否事由 【確認対象の書類】	・登録支援機関概要書（参考様式第2－2－1号又は第2－2－2号）	・登録支援機関概要書（登録用）（参考様式第2－2－1号）又は登録支援機関概要書（更新用）（参考様式第2－2－2号）
23	P.151	（9）情報提供・相談等の適切な対応体制がないことによる拒否事由 【確認対象の書類】	【確認対象の書類】 ・登録支援機関誓約書（参考様式第2－1号） ・登録支援機関概要書（参考様式第2－2－1号又は第2－2－2号）	【確認対象の書類】 ・登録支援機関誓約書（参考様式第2－1号） ・登録支援機関概要書（登録用）（参考様式第2－2－1号）又は登録支援機関概要書（更新用）（参考様式第2－2－2号）